

平成 31 年度

長 崎 県 公 立 高 等 学 校 入 学 者 選 抜

# **実 施 要 領**

長 崎 県 教 育 委 員 会

# 平成31年度入学者選抜の主な日程

| 事 項                               |                                                                | 期 日                                                      |                                       |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 全日制課程・単位制による定時制課程昼間部              | 連携型中高一貫教育に係る選抜の作文実施計画書の提出[高→県]                                 | 11月 9日 (金) まで                                            |                                       |
|                                   | 面接実施計画書の提出 [高→県]                                               | 1月15日 (火) まで                                             |                                       |
|                                   | 県外からの入学志願に関する特殊事情承認願受付(全日制のみ)<br>帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書受付(定時制を含む) | 1月17日 (木) ～ 2月 4日 (月)                                    |                                       |
|                                   | 入学願書受付 [中→高]<br>調査書提出 [中→高]<br>成績一覧表提出 [中→県・高]                 | 2月14日 (木) ～ 2月19日 (火) 12:00 まで                           |                                       |
|                                   | 入学志願者数等(志願変更前) We b入力 [高→県]                                    | 2月19日 (火) 13:00 まで                                       |                                       |
|                                   | 志願状況の公表Ⅰ                                                       | 2月19日 (火)                                                |                                       |
|                                   | 志願変更期間                                                         | 2月21日 (木) ～ 2月26日 (火) 12:00 まで                           |                                       |
|                                   | 入学志願者数等(志願変更後) We b入力 [高→県]                                    | 2月26日 (火) 13:00 まで                                       |                                       |
|                                   | 志願状況の公表Ⅱ                                                       | 2月26日 (火)                                                |                                       |
|                                   | 学力検査                                                           | 3月 6日 (水)・3月 7日 (木)<br>※連携型中高一貫教育に係る検査(面接・作文)は、3月6日(水)のみ |                                       |
|                                   | 合格者発表                                                          | 3月15日 (金) 9:30                                           |                                       |
|                                   | 合格者数 We b入力 [高→県]                                              | 3月15日 (金) 10:30 まで                                       |                                       |
|                                   | 入学者選抜の結果に関する報告 一部We b入力 [高→県]                                  | 3月25日 (月) まで ※Web入力による報告は13:00まで                         |                                       |
| 定時制(単位制による定時制課程昼間部を除く)            | 前 期 日 程                                                        | 作文実施計画書の提出(後期分を含む) [高→県]                                 | 11月 9日 (金) まで                         |
|                                   |                                                                | 面接実施計画書の提出(後期分を含む) [高→県]                                 | 1月15日 (火) まで                          |
|                                   |                                                                | 入学願書受付 [中→高]<br>調査書・成績一覧表提出 [中→県・高]                      | 2月14日 (木) ～ 2月19日 (火) 12:00 まで        |
|                                   |                                                                | 入学志願者数等(志願変更前)We b入力 [高→県]                               | 2月19日 (火) 13:00 まで                    |
|                                   |                                                                | 志願状況の公表Ⅰ                                                 | 2月19日 (火)                             |
|                                   |                                                                | 志願変更期間                                                   | 2月21日 (木) ～ 2月26日 (火) 12:00 まで        |
|                                   |                                                                | 入学志願者数等(志願変更後)We b入力 [高→県]                               | 2月26日 (火) 13:00 まで                    |
|                                   |                                                                | 志願状況の公表Ⅱ                                                 | 2月26日 (火)                             |
|                                   |                                                                | 検査(面接、作文等)                                               | 3月 6日 (水)<br>(学力検査実施校は、3月6日(水)・7日(木)) |
|                                   |                                                                | 合格者発表                                                    | 3月15日 (金) 9:30                        |
|                                   | 後 期 日 程                                                        | 合格者数 We b入力 [高→県]                                        | 3月15日 (金) 10:30 まで                    |
|                                   |                                                                | 入学者選抜の結果に関する報告 [高→県]                                     | 3月25日 (月) まで                          |
|                                   |                                                                | 入学願書受付 [中→高]<br>調査書・成績一覧表提出 [中→県・高]                      | 3月13日 (水) ～ 3月22日 (金) 12:00 まで        |
|                                   |                                                                | 入学志願者数 We b入力 [高→県]                                      | 3月22日 (金) 13:00 まで                    |
|                                   |                                                                | 検査(面接、作文)                                                | 3月25日 (月)                             |
|                                   |                                                                | 合格者発表                                                    | 3月27日 (水) 9:30                        |
|                                   |                                                                | 合格者数 We b入力 [高→県]                                        | 3月27日 (水) 10:30 まで                    |
|                                   |                                                                | 入学者選抜の結果に関する報告 一部We b入力 [高→県]                            | 3月29日 (金) まで ※Web入力による報告は13:00まで      |
|                                   |                                                                | 通 信 制 課 程                                                | 入学願書受付 [中→高]                          |
| 入学内定通知 [高→本人]                     | 4月 3日 (水) まで                                                   |                                                          |                                       |
| 入学内定者の通知 [高→中]                    | 4月 3日 (水) まで                                                   |                                                          |                                       |
| 入学許可者数報告 We b入力 [高→県]             | 4月15日 (月) 13:00 まで                                             |                                                          |                                       |
| 指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票の送付 [中→高] | 4月22日 (月) まで                                                   |                                                          |                                       |
| 推薦入学・離島留学特別選抜                     | 推薦入学・離島留学特別選抜実施計画書の提出 [高→県]                                    | 10月31日 (水) まで                                            |                                       |
|                                   | 推薦入学・離島留学特別選抜願書等受付 [中→高]<br>調査書の提出 [中→高]                       | 1月17日 (木) ～ 1月23日 (水) 12:00 まで                           |                                       |
|                                   | 推薦入学・離島留学特別選抜志願者数 We b入力 [高→県]                                 | 1月23日 (水) 13:00 まで                                       |                                       |
|                                   | 検査(面接、作文、実技・適性検査)                                              | 2月 5日 (火)                                                |                                       |
|                                   | 合格内定者の通知 [高→中]                                                 | 2月12日 (火) まで                                             |                                       |
|                                   | 合格内定者数 We b入力 [高→県]                                            | 2月12日 (火) 10:30 まで                                       |                                       |
|                                   | 推薦入学・離島留学特別選抜の結果に関する報告 We b入力 [高→県]                            | 2月19日 (火) 13:00 まで                                       |                                       |
|                                   | 成績一覧表の提出 [中→県・高]                                               | 2月14日 (木)～ 2月19日 (火) 12:00 まで                            |                                       |
| 全日制・定時制                           | 簡易開示期間 [本人→高]                                                  | 3月18日 (月)～ 4月17日 (水)                                     |                                       |
|                                   | 簡易開示実施報告 [高→県]                                                 | 4月24日 (水) まで                                             |                                       |
|                                   | 入学許可者数報告 We b入力 [高→県]                                          | 4月15日 (月) 13:00 まで                                       |                                       |
|                                   | 入学許可者通知 [高→中]                                                  | 4月15日 (月) まで                                             |                                       |
|                                   | 指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票の送付 [中→高]                              | 4月22日 (月) まで                                             |                                       |

[ ] 内は、報告者又は提出者と、その報告先又は提出先の略号を示す。

# 平成31年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針

## 1 入学者の選抜について

- (1) 入学者の選抜は、特に定める場合を除き、調査書その他必要な書類、学力検査の成績、面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。
- (2) 調査書と学力検査の取扱いは次のとおりとする。
  - ① 調査書の記載内容と学力検査の成績とは同等に取り扱うことを基本とする。
  - ② 調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する。

## 2 学力検査問題について

- (1) 学力検査問題は、次の基準により県教育委員会が作成する。
  - ① 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。
  - ② 基礎的・基本的な問題を中心に出题するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力や文章表現力を検査できるような問題とする。
- (2) 全日制課程及び単位制による定時制課程昼間部における学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。

なお、数学及び英語において、高等学校長は、県教育委員会が作成した選択問題の中から自校の受検者が解答する問題を指定する。

また、定時制課程（単位制による課程昼間部を除く）の検査は、作文及び面接を原則とする。

## 3 入学者選抜方法について

- (1) 全日制課程及び定時制課程（単位制による課程夜間部及び昼間部を含む）に係る選抜について（推薦入学者選抜及び定時制課程夜間部後期日程を除く）
  - ① 志願者は、入学願書受付締め切り後に、学校、課程、学科及びコース（同一校における併願した学科等の志望順位を含む）を1回に限り変更することができる。
  - ② 高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、特定の教科について学力検査の得点を1.5倍から2倍の範囲で重視することができる。
  - ③ 帰国生徒・外国籍生徒を対象に、志願者の申し出により日本語習得の状況や学校制度の違いを配慮して、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施することができる。ただし、定員は、実情に応じて、募集定員を超えて若干名とする。
- (2) 定時制課程（単位制による課程昼間部を除く）に係る選抜について  
定時制課程（単位制による課程昼間部を除く）の入学者選抜は、同一学校を前期・後期の日程に分離して実施する。前期の定員は、学科の募集定員の70%とする。なお、後期の定員は、前期での合格者数を除いた人員とする。
- (3) 通信制課程に係る選抜について  
通信制課程の入学者選抜は、提出された書類の審査により行う。
- (4) 連携型中高一貫教育に係る選抜について  
連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、入学願書、課題レポート及び当該高等学校で実施する作文・小論文、面接の結果を資料として総合的に行うことを原則とする。
- (5) 推薦入学者選抜について
  - ① 全日制課程及び定時制課程（単位制による課程夜間部及び昼間部を含む）の全学科において一般推薦入学を実施する。実施校長は、県教育委員会が定める志願資格に加え、学校独自に志願資格を定めることができる。検査は、面接の他に、作文・小論文、実技・適性検査の中から選択して実施することができる。なお、全日制課程普通科については、全募集定員の5%～20%の範囲で募集定員を定め、専門学科、総合学科及び定時制課程については、全募集定員の10%～40%の範囲で募集定員を定める。
  - ② 文化・スポーツ特別推薦入学を実施する。実施校は、各学校の希望を踏まえたうえで、県教育委員会が定める。検査は、面接を実施する。
- (6) 離島留学特別選抜について  
離島留学特別選抜は、入学願書、調査書、離島留学申請書及び当該高等学校で実施する面接、小論文の結果を資料として総合的に行う。ただし、五島高等学校

においては、小論文に代えて体育実技を行う。なお、定員不充足の場合は、離島留学特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集し、選抜は、1の「入学者の選抜について」に準じて行う。

#### 4 入学者選抜日程について

##### (1) 全日制課程及び単位制による定時制課程昼間部に係る選抜

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| ・入学願書受付期間 | 平成31年2月14日(木) から<br>平成31年2月19日(火) まで |
| ・志願変更期間   | 平成31年2月21日(木) から<br>平成31年2月26日(火) まで |
| ・学力検査     | 平成31年3月 6日(水)・7日(木)                  |
| ・合格者発表    | 平成31年3月15日(金)                        |

##### (2) 定時制課程(単位制による課程昼間部を除く)に係る選抜

- |               |                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| ・前期日程入学願書受付期間 | 平成31年2月14日(木) から<br>平成31年2月19日(火) まで                         |
| ・志願変更期間       | 平成31年2月21日(木) から<br>平成31年2月26日(火) まで                         |
| ・前期日程の検査      | 平成31年3月 6日(水)<br>(ただし、学力検査を実施する場合は、<br>3月6日(水)・7日(木)の両日とする。) |
| ・前期日程の合格者発表   | 平成31年3月15日(金)                                                |
| ・後期日程入学願書受付期間 | 平成31年3月13日(水) から<br>平成31年3月22日(金) まで                         |
| ・後期日程の検査      | 平成31年3月25日(月)                                                |
| ・後期日程の合格者発表   | 平成31年3月27日(水)                                                |

##### (3) 通信制課程に係る選抜

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| ・入学願書受付期間 | 平成31年3月 4日(月) から<br>平成31年3月28日(木) まで |
| ・入学内定者通知  | 平成31年4月 3日(水) までに通知する。               |

##### (4) 連携型中高一貫教育に係る選抜

- |           |                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------|
| ・入学願書受付期間 | 平成31年2月14日(木) から<br>平成31年2月19日(火) まで                         |
| ・志願変更期間   | 平成31年2月21日(木) から<br>平成31年2月26日(火) まで                         |
| ・検査       | 平成31年3月 6日(水)<br>(ただし、学力検査を実施する場合は、<br>3月6日(水)・7日(木)の両日とする。) |
| ・合格者発表    | 平成31年3月15日(金)                                                |

##### (5) 推薦入学者選抜

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| ・入学願書受付期間 | 平成31年1月17日(木) から<br>平成31年1月23日(水) まで |
| ・検査       | 平成31年2月 5日(火)                        |
| ・合格内定者通知  | 平成31年2月12日(火) までに通知する。               |

##### (6) 離島留学特別選抜

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| ・入学願書受付期間 | 平成31年1月17日(木) から<br>平成31年1月23日(水) まで |
| ・検査       | 平成31年2月 5日(火)                        |
| ・合格内定者通知  | 平成31年2月12日(火) までに通知する。               |

#### 5 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「平成31年度長崎県公立高等学校入学選抜実施要領」による。

# 平成31年度長崎県公立高等学校入学者選抜

## 実 施 要 領

長崎県公立高等学校全日制課程、定時制課程（単位制による定時制課程夜間部及び昼間部を含む）及び通信制課程の入学者志願者募集及び入学者の選抜は、この要領の定めるところにより実施する。

# 目 次

## I 全日制課程一般入学者選抜実施要領 ..... 3

|            |                                    |       |     |
|------------|------------------------------------|-------|-----|
| <b>[1]</b> | <b>募 集</b>                         | ..... | 3   |
| 1          | 応 募 資 格                            |       |     |
| 2          | 募 集 定 員                            |       |     |
| 3          | 通 学 区 域                            |       |     |
| <b>[2]</b> | <b>志 願 の 手 続 き</b>                 | ..... | 4   |
| 1          | 志 願                                |       |     |
| 2          | 県内特殊事情証明願                          |       |     |
| 3          | 県外からの入学志願（「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」等） |       |     |
| 4          | 障害等のある受検者への対応                      |       |     |
| 5          | 入学願書・写真票及び調査書等の作成・提出等              |       |     |
| 6          | 志 願 変 更                            |       |     |
| <b>[3]</b> | <b>学 力 検 査</b>                     | ..... | 9   |
| 1          | 検 査 場                              |       |     |
| 2          | 検 査 教 科 及 び 配 点                    |       |     |
| 3          | 検 査 問 題 の 作 成 ・ 配 付                |       |     |
| 4          | 検 査 の 実 施                          |       |     |
| 5          | 実 施 期 日 及 び 日 程                    |       |     |
| 6          | そ の 他                              |       |     |
| 7          | 受検者に対する注意事項                        |       |     |
| <b>[4]</b> | <b>入 学 者 の 選 抜</b>                 | ..... | 1 1 |
| 1          | 選 抜                                |       |     |
| 2          | 面 接                                |       |     |
| <b>[5]</b> | <b>合 格 者 の 発 表</b>                 | ..... | 1 1 |
| <b>[6]</b> | <b>結 果 の 報 告</b>                   | ..... | 1 1 |
| 1          | 入学志願者数等の報告                         |       |     |
| 2          | 合 格 者 数 報 告                        |       |     |
| 3          | 入学者選抜の結果に関する報告                     |       |     |
| <b>[7]</b> | <b>追 検 査</b>                       | ..... | 1 3 |
| 1          | 追検査の対象について                         |       |     |
| 2          | 受検の申請及び承認                          |       |     |
| 3          | 検 査 場                              |       |     |
| 4          | 追検査問題及び配点等                         |       |     |
| 5          | 追検査の実施期日及び日程                       |       |     |
| 6          | 選 抜                                |       |     |
| 7          | 合 格 者 の 発 表                        |       |     |
| 8          | 結 果 の 報 告                          |       |     |
| 9          | そ の 他                              |       |     |
| <b>[8]</b> | <b>そ の 他</b>                       | ..... | 1 5 |
| 1          | 入 学 許 可                            |       |     |
| 2          | 県 外 へ の 志 願                        |       |     |
| 3          | 併設型中学校生徒の併設型高等学校への入学               |       |     |
| 4          | 学力検査得点の開示                          |       |     |

## II 定時制課程（単位制による定時制課程昼間部を除く）一般入学者選抜実施要領..... 1 6

|            |            |       |     |
|------------|------------|-------|-----|
| <b>[1]</b> | <b>募 集</b> | ..... | 1 6 |
| 1          | 応 募 資 格    |       |     |
| 2          | 募 集 定 員    |       |     |
| 3          | 通 学 区 域    |       |     |

|             |                                         |            |
|-------------|-----------------------------------------|------------|
| <b>2</b>    | <b>前期日程</b>                             | 1 6        |
| 1           | 入学願書等の受付期間                              |            |
| 2           | 志願の手続き                                  |            |
| 3           | 志願変更                                    |            |
| 4           | 検査の方法及び日程                               |            |
| 5           | 選抜                                      |            |
| 6           | 合格者の発表                                  |            |
| 7           | 結果の報告                                   |            |
| <b>3</b>    | <b>後期日程</b>                             | 1 8        |
| 1           | 入学願書等の受付期間                              |            |
| 2           | 定員の決定                                   |            |
| 3           | 志願の手続き                                  |            |
| 4           | 検査の方法及び日程                               |            |
| 5           | 選抜                                      |            |
| 6           | 合格者の発表                                  |            |
| 7           | 結果の報告                                   |            |
| <b>4</b>    | <b>その他</b>                              | 1 9        |
| <b>III</b>  | <b>定時制課程（単位制による定時制課程昼間部）一般入学者選抜実施要領</b> | <b>2 0</b> |
| <b>IV</b>   | <b>帰国生徒・外国籍生徒に係る入学者選抜の特例措置</b>          | <b>2 2</b> |
| <b>V</b>    | <b>通信制課程入学者選抜実施要領</b>                   | <b>2 3</b> |
| <b>VI</b>   | <b>連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要領</b>            | <b>2 4</b> |
| <b>VII</b>  | <b>推薦入学者選抜実施要領</b>                      | <b>2 6</b> |
| <b>1</b>    | <b>一般推薦入学</b>                           | <b>2 6</b> |
| <b>2</b>    | <b>文化・スポーツ特別推薦入学（特別推薦入学）</b>            | <b>2 9</b> |
| <b>VIII</b> | <b>離島留学特別選抜実施要領</b>                     | <b>3 2</b> |
| <b>IX</b>   | <b>学校・学科・コース別募集定員、推薦入学及び傾斜配点等一覧</b>     | <b>3 4</b> |
| <b>X</b>    | <b>様式</b>                               | <b>4 6</b> |

|          |                      |         |                    |
|----------|----------------------|---------|--------------------|
| ○様式 1－1  | 入学願書                 | ○様式 2－7 | 追検査受検の承認について       |
| ○様式 1－2  | 志願変更票（A票）            | ○様式 2－8 | 追検査受検許可証           |
| ○様式 1－3  | 志願変更票（B票）            | ○様式 3－1 | 調査書                |
| ○様式 1－4  | 志願変更票（C票）            | ○様式 3－2 | 成績一覧表              |
| ○様式 1－5  | 帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書  | ○様式 4－1 | 一般推薦入学願書           |
| ○様式 1－6  | 志願者名簿                | ○様式 4－2 | 一般推薦入学誓約書          |
| ○様式 1－7  | 送り状                  | ○様式 4－3 | 農業経営状況調書           |
| ○様式 1－8  | 受領書                  | ○様式 4－4 | 水産業従事証明書           |
| ○様式 1－9  | 受検票                  | ○様式 4－5 | 一般推薦入学推薦書          |
| ○様式 1－10 | 写真票                  | ○様式 4－6 | 合格内定通知書            |
| ○様式 2－1  | 県内特殊事情証明願            | ○様式 4－7 | 文化・スポーツ特別推薦入学願書    |
| ○様式 2－2  | 県外からの入学志願に関する特殊事情承認願 | ○様式 4－8 | 文化・スポーツ特別推薦入学誓約書   |
| ○様式 2－3  | 県外からの入学志願に係る保証人届     | ○様式 4－9 | 文化・スポーツ特別推薦入学自己推薦書 |
| ○様式 2－4  | 欠格条項調査書              | ○様式 5－1 | 離島留学申請書            |
| ○様式 2－5  | （参考様式）配慮措置申請書        | ○様式 5－2 | 離島留学誓約書            |
| ○様式 2－6  | 追検査受検願               | ○様式 6－1 | （参考様式）簡易開示処理表      |
|          |                      | ○様式 6－2 | 簡易開示実施報告書          |

|           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| <b>XI</b> | <b>付 録</b> | <b>8 6</b> |
|-----------|------------|------------|

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| ○付録Ⅰ | 長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）        |
| ○付録Ⅱ | 提出書類一覧（高校からの分を除く）<br>様式の取得について |
| ○付録Ⅲ | 長崎県立高等学校入学者選抜学力検査得点の開示について     |
| ○付録Ⅳ | 長崎県公立高等学校一覧                    |

# I 全日制課程一般入学者選抜実施要領

## 1 募 集

### 1 応 募 資 格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は平成 31 年 3 月に卒業する見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程を修了した者、又は平成 31 年 3 月に修了する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者、又は平成 31 年 3 月に修了する見込みの者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、又は平成 31 年 3 月に修了する見込みの者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和 23 年文部省告示第 58 号）
- (6) 就学義務を猶予又は免除された者で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他、高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### 2 募 集 定 員

- (1) 募集は、高等学校の学科・コース別に行い、その募集定員は 34～41 ページのとおりとする。
- (2) 専門学科を置く高等学校の校長は、県教育委員会に届け出て、関連のある学科で一括して募集（以下「くくり募集」という）を行うことができる。ただし、平成 31 年度の入学者選抜において、くくり募集を行うのは、長崎東高等学校（普通科と国際科）のみである。

### 3 通 学 区 域

- (1) 長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「通学区域に関する規則」という）に定めるところによる（付録 I 参照）。ただし、長崎市立長崎商業高等学校の通学区域は長崎市立長崎商業高等学校管理規則に定めるところにより、県全域とする。
- (2) 所属通学区域の認定は平成 31 年 1 月 16 日現在とする。
- (3) 全日制の課程における普通科（壱岐高等学校東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校スポーツコース、五島南高等学校夢トライコース及び奈留高等学校を除く）への志願については、次の各号のいずれかに該当する場合は区域内志願とし、その他は区域外志願とする。なお、学校選択制により各市町教育委員会が指定する中学校以外の学校を選択している場合においても、志願者及び保護者の居住地をもとに通学区域を判断することとする。
  - ① 志願者と保護者が、同じ通学区域内に居住していて、その通学区域内の高等学校を志願する場合
  - ② 志願者と保護者が、調整区域に居住していて、通学区域に関する規則（第 2 条の 2）に定める高等学校を志願する場合
  - ③ 保護者と住所を異にする志願者が、公立中学校に在学していて、その中学校を含む通学区域内の高等学校を志願する場合
  - ④ 保護者と住所を異にする志願者が、国・私立中学校及び特別支援学校の中学部に在学していて、その保護者の現住所を含む通学区域内の高等学校を志願する場合
  - ⑤ 旧年度卒業の志願者が、その保護者の現住所を含む通学区域内の高等学校を志願する場合
  - ⑥ 「県内特殊事情証明願」（様式 2－1）により証明を受けた場合

## 2 志 願 の 手 続 き

### 1 志 願

- (1) 高等学校への入学志願は、1校に限るものとする。
- (2) くくり募集を行う高等学校の関連学科への志願は、1学科志願とみなす。
- (3) 2校以上の高等学校に志願をしているときは、高等学校長はその受検を停止させ、また、入学許可後においても入学を取り消すことができる。

### 2 県内特殊事情証明願

平成 31 年 4 月ごろまでに、保護者が転勤等のため、他の通学区域に住所を変更し、移転先の住所を含む通学区域内の高等学校を区域内志願する場合は、「県内特殊事情証明願」（様式 2-1）を提出するものとする。なお、様式は県教育委員会のホームページから取得する。

その手続きは、「県内特殊事情証明願」に保護者の「転勤証明」又は移転先の「住民票の写し」等を添えて在籍（又は出身）中学校長に願い出て、次の項により証明を受けるものとする。

- (1) 志願者が市町立中学校に在学している場合は、その中学校長及び保護者の居住する市町教育委員会
- (2) 志願者が県立中学校又は国・私立中学校に在学している場合は、その中学校長
- (3) 志願者が旧年度卒業である場合は、その出身中学校長

なお、その証明は、「転勤証明」又は移転先の「住民票の写し」等を添付のうえ、入学願書とともに志願先高等学校長に提出する。

### 3 県外からの入学志願（「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」等）

#### (1) 資 格

1 の 1 の「応募資格」（3 ページ）を有する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者とする。

- ① 保護者等（注 1）の住所が本県にある者
- ② 入学時に保護者等が本県に居住する見込みの者
- ③ 保護者等が志願学区内に転住できない場合、保証人（注 2）を確保できている者

なお、資格③については、県立高等学校に限るものとする。資格③によって、県外からの志願者に入学を許可し得る数は、各学校の総募集定員の 5 % 以内とし、その割合については、各学校からの申請に基づき、教育長が承認するものとする。ただし、直近 3 ヶ年における入学者数が総募集定員を充足していない場合、特別な場合を除き、1 学年 2 学級以上の学校については最大 10%、1 学年 1 学級の学校については最大 20% を上限に入学を許可することができるものとする。（34～41 ページ参照）

（注 1）「保護者等」とは、親権を行う者又は未成年後見人もしくはこれに準ずる者（祖父母や親戚）として教育長が認める者をいう。

（注 2）「保証人」とは、志願学区内に居住する成年者で、入学後に生徒の日常生活に関わりを有することができ、別途定める「保証人に関する取扱要綱」により教育長が認める者をいう。

#### (2) 志願の手続き

県外からの入学を志願する場合は、まず平成 31 年 1 月 11 日（金）までに、本県教育庁高校教育課及び志願先高等学校に電話で申し出ること。

前項①又は②の志願者は、「県外からの入学志願に関する特殊事情承認願」（様式 2-2、以下「県外特殊事情承認願」という）、及び①又は②を証明するもの（保護者等の本県における住民票の写し又は本県への転勤証明等）を本県教育庁高校教育課長あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。

前項③の志願者は、「県外特殊事情承認願」（様式 2-2）、県外からの入学志願に係る保証人届（様式 2-3、以下「保証人届」という）、欠格条項調査書（様式 2-4）及び保証人届に記載された保証人の住民票の写しを本県教育庁高校教育課長あて提出し、あらかじめ本県教育委員会の承認を受けなければならない。

ただし、次の場合は、その手続きを要しない。

- ア 旧年度卒業の志願者で、その保護者が現在本県に居住している者
- イ 離島留学制度に係る実施校の該当学科・コース等を志願する者

- (3) 「県外特殊事情承認願」の手続き等
- ① 「県外特殊事情承認願」、「保証人届」、「欠格条項調査書」の様式は、入学者選抜実施要領とあわせて県教育委員会のホームページから取得すること。  
なお、必要書類の郵送を希望するときは、郵送料（簡易書留料を含む）が必要である。
  - ② 「県外特殊事情承認願」は、在籍（又は出身）中学校長の事実の証明を受けなければならない。
  - ③ 「保証人届」は、志願先高等学校長の副申を受けなければならない。
  - ④ 「県外特殊事情承認願」の受付期間は、平成 31 年 1 月 17 日(木)から 2 月 4 日(月)まで（必着）とする。
  - ⑤ 「県外特殊事情承認願」の審査の結果は、本県教育委員会から直接在籍（又は出身）中学校長へ通知する。
  - ⑥ 「県外特殊事情承認願」により特殊事情を承認された者は、本県教育委員会教育長の承認印のある「県外特殊事情承認願」を「入学願書」に添えて、志願先高等学校長に提出する。
  - ⑦ その他の手続きは、県内からの志願に準じる。
- (4) そ の 他
- 県外からの志願者についての通学区域は、原則として<sup>1</sup>の 3 の「**通学区域**」（3 ページ）によるものとする。

## 4 障害等のある受検者への対応

- (1) 障害等のある理由で通常の方法による受検が困難と認められる場合、中学校長は入学願書受付期間より前、又は入学願書受付期間に志願先（受付期間より前は志願予定の）高等学校長に対し、受検上必要と考えられる配慮措置について申請を行う。申請は、当該受検者の志願の予定が明らかとなった時点からできるだけ速やかに行うこと。  
なお、障害等の種類や程度により、志願の予定が明らかになる以前においても相談の必要があると判断した場合、中学校長は市町教育委員会を通じて県教育庁高校教育課長あて申請を行うこと。  
申請にあたっては、いずれの場合も公文書（様式任意）で行うこと。その際、必要に応じて「配慮措置申請書」（様式 2－5 参考様式）を使用してもよい。
- (2) 申請を受けた高等学校長は、障害等の種類や程度、中学校等における生活状況や指導上の配慮事項等を勘案し、県教育庁高校教育課との協議を必要と判断するものについては速やかに公文書にて協議を行った上で、検査方法や検査場等について適切な措置を決定する。決定した措置については、中学校長に公文書で連絡するとともに、検査当日に適切に当該措置を講じるものとする。
- (3) 高等学校長は、実施した配慮措置について県教育庁高校教育課長に報告すること。（報告の詳細については、別途通知する。）

## 5 入学願書・写真票及び調査書等の作成・提出等

入学者選抜学力検査の受検に際して、志願者は入学願書・写真票を作成し、当該中学校長は、志願者名簿、調査書、成績一覧表等の書類を作成しなければならない。これらの書類の作成に当たっては、事実と反することがないよう正確を期すること。もし虚偽の記載があった場合は、当該高等学校長は、その受検又は合格を取り消すことができる。

なお、調査書、成績一覧表については、中学校長は、公正を期するため、校長を委員長とする調査書作成委員会を組織し、慎重に作成するものとする。

また、志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、91 ページを参照する。）

離島留学制度に係る実施校の該当学科・コース等を志願する者で、区域外から志願する者は、離島留学申請書（様式 5－1）を作成し、入学願書等に添えて提出すること。

#### [ 1 ] 入学願書・写真票及び選抜手数料

- (1) 志願者は、所定の入学願書（様式 1－1）及び写真票（様式 1－10）を作成する。様式は在籍（又は出身）中学校又は志願先高等学校で配付する。中学校又は志願先高等学校は、県教育委員会のホームページから様式を取得し、配付のこと。
- (2) 志願者は、選抜手数料（2,200 円）を納付するものとする。
- (3) 志願者は、入学願書・写真票に選抜手数料を添えて、中学校長に提出する。

#### [ 2 ] 志願者名簿の作成

- (1) 中学校長は、所定の志願者名簿（様式 1－6）を作成する。
- (2) 志願者名簿は、志願先高等学校ごと、男女別に作成する。

#### [ 3 ] 調査書及び成績一覧表の作成

- (1) 中学校長は、志願者の調査書（様式 3－1、県教育委員会のホームページから取得）を作成する。調査書は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、68～69 ページを参照する。）
- (2) 中学校長は、成績一覧表（様式 3－2、県教育委員会のホームページから取得）を作成する。成績一覧表は、複写（コピー）したものに押印して提出してもよい。（記入要領については、72 ページを参照する。）

#### [ 4 ] 入学願書・調査書等の提出

- (1) 中学校長は、志願者から提出された入学願書、写真票と選抜手数料に、下記に示す書類を添えて、志願先高等学校長に提出する。なお、提出する入学願書、調査書等は男女別にまとめることとする。

- |               |
|---------------|
| a 志願者名簿       |
| b 調査書         |
| c 成績一覧表       |
| d 送り状（様式 1－7） |

- (2) 中学校長は、県教育庁高校教育課長に、所定の成績一覧表を提出する。

#### [ 5 ] 入学願書・調査書等の受付期間

入学願書、調査書等の受付期間は、2 月 14 日（木）から 2 月 19 日（火）まで（必着）とし、受付時間は 9 時から 16 時（最終日は 12 時）までとする。

なお、入学願書・調査書等を郵送する場合は必ず速達・書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

#### [ 6 ] 高等学校の入学願書・調査書等の受理

- (1) 志願先高等学校長は、入学願書・調査書等を受理したときは、受領書（様式 1－8）及び受検票（様式 1－9）を交付する。なお、推薦入学者選抜等で合格内定とならなかった者から提出のあった推薦入学者選抜等の受検票は、その写しを志願先高等学校に保存し、原本は受検番号を黒の二重線で削除して返却する。
- (2) いったん受理した入学願書・調査書等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は、志願変更の手続きによるものを除き認めない。
- (3) 入学願書・調査書等の受理に当たっては、男女別に処理する。
- (4) 高等学校長は、中学校長から送付された入学願書・調査書等に不明な事項や不備なところがあった場合には、入学願書・調査書等を提出した中学校長に説明を求めることができる。

## 6 志 願 変 更

入学願書受付期間に出願した者は、受付け締切り後の定められた期間内において、学校・課程・学科（併願した学科の志望順位を含む）及びコースを1回に限り変更することができる。ただし、志願変更を申し出た者は、志願変更前高等学校の同一課程・学科及びコースへの再出願はできない。

### 〔1〕 志願変更の対象及び受付期間

#### (1) 志願変更の対象

- ① 学校・課程・学科及びコースの変更
- ② 同一高等学校内での課程・学科及びコースの変更

#### (2) 志願変更受付期間

志願変更を認める期間は、2月21日(木)から2月26日(火)まで（必着）とし、受付時間は、9時から16時（最終日は12時）までとする。

### 〔2〕 志願変更の手続き（書類等を郵送する場合は、必ず速達・書留とし、期間内必着とする。）

#### (1) 異なる高等学校間で志願変更をする場合

##### ① 志願変更の申請

ア 志願変更希望者は、志願変更票（A票・B票）（様式1－2、1－3）を作成し、交付を受けた受検票を添えて中学校長に提出する。中学校長は次の書類に、送り状（様式1－7）を添えて志願変更前高等学校長に提出する。

- a 志願変更票（A票・B票）（様式は県教育委員会のホームページから取得）
- b 受検票（志願変更前高等学校長から交付を受けたもの）
- c 成績一覧表（既提出の成績一覧表の写しから、志願変更者名を朱の二重線で削除し、番号の左側に「変更」と朱書した上で、余白等適当な箇所に公印を押したもの）
- d 志願者名簿（既提出の志願者名簿の写しから、志願変更者名を朱の二重線で削除し、備考欄に「変更」と朱書したもの）

イ 志願変更前高等学校長からB票の交付、受検票及び写真票の返却を受けた志願変更者は、入学願書を新たに作成し、必要な場合は選抜手数料の差額（1,250円）を添えて中学校長に提出する。中学校長は、次の書類に志願者名簿（志願変更者分のみ）及び送り状（様式1－7）を添えて、志願変更前高等学校長に提出する。

- a 志願変更票（B票：志願変更前高等学校長が一旦受理した後交付したもの）
- b 入学願書（新たに作成したもの）
- c 調査書（新たに作成したもの）
- d 成績一覧表（志願変更者の在籍する学級分）
- e 受検票（志願変更前高等学校長から返却されたもの）
- f 写真票（志願変更前高等学校長から返却されたもの）
- g 選抜手数料の差額（必要な者のみ）

##### ② 志願変更にかかる書類の受理

ア 志願変更前高等学校長は、志願変更票（A票・B票）等を受理したときは、志願変更票（A票）、写真票の写しを保存し、志願変更票（B票）の交付、受検票及び写真票の返却を行う。

なお、特殊事情にかかる証明書類等が提出されている場合は、その写しを保存し、原本を返却する。

また、既提出の成績一覧表及び当該志願者の調査書等については、用紙右上に「志願変更」と朱書して、他の志願者のものと区分して保管する。

イ 志願変更先高等学校長は、志願変更票（Ｂ票）及び入学願書等を受理したときは、志願変更前学校の発行した受検票の写しを保存し、原本は受検番号を黒の二重線で削除して返却するとともに、新たな受検票及び受領書（様式１－８）を交付する。また、受理した写真票の受検番号を黒の二重線で削除して「志願変更後受検番号」欄に新たな受検番号を記入する。

(2) 同一高等学校内で志願変更をする場合

① 志願変更の申請

志願変更希望者は、志願変更票（Ｃ票）（様式１－４）と入学願書を新たに作成し、受検票（高等学校長から交付を受けたもの）と必要な場合は選抜手数料の差額（1,250 円）を添えて中学校長に提出する。中学校長は、次の書類に志願者名簿（志願変更者分のみ）及び送り状（様式１－７）を添えて、高等学校長に提出する。

なお、同一高等学校内の異なる課程間での志願変更の場合、成績一覧表（志願変更者の在籍する学級分）も併せて提出する。

- |                                   |
|-----------------------------------|
| a 志願変更票（Ｃ票）（様式は県教育委員会のホームページから取得） |
| b 受検票（高等学校長から交付を受けたもの）            |
| c 入学願書（新たに作成したもの）                 |
| d 調査書（新たに作成したもの）                  |
| e 選抜手数料の差額（必要な者のみ）                |

② 志願変更にかかる書類の受理

高等学校長は、志願変更票（Ｃ票）等を受理したときは、志願変更前に発行した受検票の写しを保存し、原本は受検番号を黒の二重線で削除して返却するとともに、受領書（様式１－８）を添えて新たな受検票を交付する。また、写真票の受検番号を黒の二重線で削除し、「志願変更後受検番号」欄に新たな受検番号を記入する。

なお、同一高等学校内の異なる課程間での志願変更の場合、受理した志願変更票（Ｃ票）の写しを志願変更先の課程に送る。

〔３〕 選抜手数料の取扱い

① 同一課程間

新たに選抜手数料を納入する必要はない。

② 異なる課程間

ア 定時制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合は、志願変更先高等学校で選抜手数料の差額（1,250 円）を納付する。

イ 全日制の課程から定時制の課程に志願変更をする場合は、選抜手数料の差額の還付は行わない。

### 3 学 力 検 査

志願者は、特に定める場合を除き、県教育委員会が実施する選抜のための学力検査を受検しなければならない。

#### 1 検 査 場

検査場は、志願先の各高等学校とする。

#### 2 検査教科及び配点

- (1) 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。
- (2) 配点は、各教科100点とする。

ただし、各高等学校は、県教育委員会の承認を得て、学校や学科等の特色に応じて、特定の教科について学力検査の得点を1.5倍から2倍の範囲で重視する傾斜配点を用いることができる。

#### 3 検査問題の作成・配付

- (1) 検査問題は、県教育委員会において作成する。なお、数学及び英語の検査問題は、その問題の一部を難易度の異なる2種類の選択問題とする。（各高等学校長は、県教育委員会が作成した選択問題の中から、自校の受検者が解答する問題を指定する。）
- (2) 検査問題は、次の基準により作成する。
  - ① 現行学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。ただし、社会については、新学習指導要領への移行措置の内容に配慮する。
  - ② 基礎的・基本的な問題を中心に出题するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力や文章表現力を検査できるような問題とする。
- (3) 各検査場への検査問題等の配付については別に示す。

#### 4 検 査 の 実 施

- (1) 検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。
- (2) 前項に必要な注意事項は別に示す。

#### 5 実施期日及び日程

期日及び日程は、次のとおりとする。

| 3 月 6 日（水）  |                                        | 3 月 7 日（木）                 |               |
|-------------|----------------------------------------|----------------------------|---------------|
| 時 間         | 日 程                                    | 時 間                        | 日 程           |
| 9:00        | 集合、点検、注意事項伝達                           | 9:00                       | 集合、点検、注意事項伝達  |
| 9:20        | 入室、座席決定、受検票点検                          | 9:20                       | 入室、座席決定、受検票点検 |
| 9:30        | 諸注意、問題配付                               | 9:30                       | 諸注意、問題配付      |
| 9:40～10:30  | <b>国語</b> の検査                          | 9:40～10:30                 | <b>社会</b> の検査 |
| 10:30       | 休 憩                                    | 10:30                      | 休 憩           |
| 10:50       | 入室、諸注意、問題配付、音声調整                       | 10:50                      | 入室、諸注意、問題配付   |
| 11:00～11:50 | <b>英語</b> の検査<br>(11:00～11:10 聞き取りテスト) | 11:00～11:50                | <b>数学</b> の検査 |
| 11:50       | 休 憩（昼食）                                | 面 接<br>(日程の詳細は各高等学校長が定める。) |               |
| 12:45       | 入室、諸注意、問題配付                            |                            |               |
| 12:55～13:45 | <b>理科</b> の検査                          |                            |               |

## 6 そ の 他

特別の事情が生じた場合は、高等学校長は、直ちにその旨を、県教育庁高校教育課長に報告し、適切な処置をとること。

## 7 受検者に対する注意事項

各中学校長及び高等学校長は、関係の受検者に対して、次の注意事項を周知徹底させるものとする。

### [検 査 前]

- (1) 検査場となる高等学校には受検者への注意事項が掲示してあるので、事前に見ておくこと。
- (2) 遅刻すると受検できないことがあるので、早めに登校すること。
- (3) 英語の聞き取りテスト実施中は、原則として遅刻者は入室できないので留意すること。
- (4) 各検査場には必ず受検票を持参すること。
- (5) 検査場には、鉛筆（シャープペンシルも可、色鉛筆は不可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規一組（分度器などのついているもの、及び直定規は不可）、コンパスを持参すること。なお、下敷きの使用は、許可されるかどうか受検校にあらかじめ確かめておくこと。

商標以外の文字のある鉛筆や計算機つき時計、辞書機能をもつ機器等、検査の公平をそこなうおそれのある品物や携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末などの通信機器等の持参は認めない。

- (6) 検査時間は、各教科とも 50 分（英語は聞き取りテスト 10 分を含む）である。特別な場合を除いては、時間終了まで退出できないので注意すること。
- (7) 検査が始まる前に、あらかじめ用便をすませておくこと。検査中、必要のあるときは、手をあげて申し出ること。
- (8) 毎時間、指定された席に着き、机上の番号札のところに自分の受検票をおくこと。
- (9) 問題冊子の表紙に記されている注意事項をよく読み、その指示内容に従うこと。

### [検 査 中]

- (1) 答案は、「始め」の合図で書き始め、それまでは手をつけないこと。
- (2) 答案を書く前に、必ず問題冊子及び解答用紙に受検番号を書くこと。氏名や中学校名など示されていないことを書いてはならない。
- (3) 答案を書くときは、問題を注意して読み、示されたとおりに書くこと。指定されていないところに書いてはならない。
- (4) 問題については、いっさい質問してはならない。ただし、印刷のはっきりしないところがあったら手をあげて申し出ること。
- (5) 検査中、話し合い、わき見、音をたてること、声を出して読むことなどをしてはならない。また、用具の貸し借りをしてはならない。
- (6) 検査中、からだの具合が悪くなったときは、手をあげて申し出ること。
- (7) 時間がきたら、「やめ」の合図で鉛筆をおくこと。

### [検 査 後]

時間がきて退出するときは、問題冊子及び解答用紙は机の上に置いたまま出ること。問題冊子及び解答用紙を室外に持ち出してはならない。

## 4 入 学 者 の 選 抜

### 1 選 抜

- (1) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び学力検査の成績等を資料として、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。
  - ① 調査書等の必要な書類、学力検査の成績、面接の結果等を選抜の資料として総合的に行う。  
ただし、調査書の記載内容と学力検査の成績とは同等に扱うことを基本とする。
  - ② 家庭状況、性別等によって差別してはならない。
  - ③ 身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。
  - ④ 健康診断は、原則として行わない。  
ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。
  - ⑤ 帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。
- (2) 高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。

### 2 面 接

- (1) 高等学校長は、志願者全員に面接を実施する。ただし、やむを得ない事情で面接を実施できない場合、県教育委員会の承認を得るものとする。  
各高等学校長は、別に定める「面接、作文、実技・適性検査実施要領」に基づいて、面接実施計画書を作成し、1月15日（火）までに、県教育庁高校教育課長に提出するものとする。
- (2) 面接は、別に定める場合を除き3月7日（木）実施の学力検査終了後に行う。
- (3) 面接の実施及び結果の取扱いについては、十分な教育的配慮をすること。
- (4) 高等学校長は、面接の実施状況を県教育庁高校教育課長に報告しなければならない。

## 5 合 格 者 の 発 表

3月15日（金）9時30分に各志願先高等学校において受検番号のみを発表する。

## 6 結 果 の 報 告

### 1 入学志願者数等の報告

高等学校長は、入学願書等の受付け終了後及び志願変更期間終了後に、次により入学志願者数等を県教育庁高校教育課長に報告しなければならない。なお、入学志願者数等の報告は、問題用紙の配付及び選抜手数料納付確定の基礎資料となるので、当該報告用紙記載の注意事項をよく読み、入力及び記入に誤りのないよう特に注意する。

- (1) 入学志願者数報告（志願変更前）〔2月19日（火）13時まで〕  
報告に際しては、入学志願者数はW e b入力により報告し、学力検査問題配付必要袋数は報告用紙①によりメールで報告する。
- (2) 入学志願者数報告（志願変更後）〔2月26日（火）13時まで〕  
報告に際しては、入学志願者数はW e b入力により報告し、学力検査問題配付必要袋数は報告用紙②によりメールで報告する。

## 2 合格者数報告

高等学校長は、合格者発表後、合格者数をW e b入力により3月15日（金）10時30分までに報告しなければならない。

## 3 入学者選抜の結果に関する報告

高等学校長は、入学者選抜の結果について県教育庁高校教育課長に報告しなければならない。

- (1) 報告すべき事項は次のとおりとする。

| 用紙番号 | 事 項                 | 備 考     | 定 時 制<br>(昼間部を除く) |
|------|---------------------|---------|-------------------|
|      | 合格者等の出身地区別に関する報告    | W e b入力 | ○<br>(後期に一括入力)    |
|      | 学力検査受検者成績状況調査       | W e b入力 | △                 |
| ③    | 欠席者の状況報告            |         | ○                 |
| ④    | 学力検査の実施・採点に関する感想、希望 |         | △                 |
| ⑤    | 面接の実施状況報告           |         | ○                 |
| ⑥    | 正答数抽出調査             |         | 不 要               |
|      | 正答数抽出調査データ          | メールにて報告 | 不 要               |

(注)・定時制欄の記号：「○」は必ず全校が報告する。「△」は学力検査を実施した場合に報告する。

・単位制による定時制課程昼間部は全日制課程に準じる。

- (2) W e b入力による報告は、3月25日（月）13時までとする。
- (3) 報告用紙（③～⑥）による報告は、書留で3月25日（月）までに必着するよう提出しなければならない。
- (4) 報告用紙の記載事項をよく読んで、記入に誤りのないよう注意する。

## 4 その他

市立長崎商業高等学校及びネットワークトラブルによりW e b入力ができない学校については、高校教育課に電話連絡をするとともに、W e b入力項目に該当する報告用紙により同じ期限内にF A Xで報告すること。

## 7 追 検 査

インフルエンザ等のやむを得ない理由で一般入学者選抜における学力検査（以下、本検査という）を受検できなかった場合、追検査を受検することができる。

### 1 追検査の対象について

#### (1) 対 象 者

インフルエンザ等、本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査の一部又はすべてにおいて本検査場及び別室での受検が困難な者に限る。

#### (2) 追検査の対象としては、インフルエンザの他、原則として以下の事由によるものとする。

- ① 不慮の事故による骨折等、本検査を受検できないと判断された者
- ② 本検査当日の保護者の葬儀等、本検査の受検ができない相当の理由があると判断された者

### 2 受検の申請及び承認

#### (1) 受検の申請

中学校長は、追検査の受検希望があった場合は直ちに、志願先高等学校長に電話で連絡するとともに、平成 31 年 3 月 7 日（木）10 時までに「追検査受検願」（様式 2－6）を志願先高等学校長に提出する。さらに中学校長は、平成 31 年 3 月 11 日（月）12 時まで（土曜日、日曜日は除く）に、「受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）」を志願先高等学校長に提出する。

#### (2) 受検の承認

志願先高等学校長は、追検査受検を承認したときは、追検査受検を承認する文書（様式 2－7）及び追検査受検許可証（様式 2－8）を中学校長に交付する。なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。

### 3 検 査 場

検査場は、志願先の各高等学校とする。

### 4 追検査問題及び配点等

#### (1) 追検査問題は県教育委員会において作成し、以下のとおり実施する。

- ① 追検査Ⅰ：国語・社会・理科の 3 教科で合わせて 60 分で実施
- ② 追検査Ⅱ：英語・数学の 2 教科で合わせて 40 分で実施

（ただし、英語は聞き取りテストを行わない）

※追検査Ⅱは、難易度の異なる 2 種類の選択問題とする。なお、選択問題については、本検査で各高等学校長が指定した問題と同一種類とする。

#### (2) 配点については、追検査Ⅰについては、国語 40 点、社会 40 点、理科 40 点の計 120 点、追検査Ⅱについては、英語 40 点、数学 40 点の計 80 点とする。なお、傾斜配点については、本検査で各高等学校が用いた傾斜配点と同率とする。

#### (3) 追検査問題の作成基準、配付等については、Ⅰの 3 の 3 (2)、(3)（9 ページ）に準じて行う。

## 5 追検査の実施期日及び日程

期日及び日程は、次のとおりとする。

| 3 月 15 日 (金)               |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| 時 間                        | 日 程                   |
| 12:20                      | 集合、点検、注意事項伝達、移動等      |
| 12:40                      | 入室、座席決定、受検票等点検        |
| 12:50                      | 諸注意、問題配付              |
| 13:00～14:00                | <b>追検査Ⅰ（国語・社会・理科）</b> |
| 14:00                      | 休 憩                   |
| 14:10                      | 入室、諸注意、問題配付           |
| 14:20～15:00                | <b>追検査Ⅱ（英語・数学）</b>    |
| 面 接<br>(日程の詳細は各高等学校長が定める。) |                       |

## 6 選 抜

- (1) 選抜は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び追検査の成績、面接の結果等を資料として総合的に行うものとし、本検査の受検者とは別に定員枠外で選抜する。
- (2) その他、Ⅰの4の1（11 ページ）に準じて行う。

## 7 合 格 者 の 発 表

3月20日（水）9時30分に各志願先高等学校において受検番号のみを発表する。

## 8 結 果 の 報 告

報告の方法については、別途通知する。報告日時については、以下のとおりとする。

- (1) 受検希望者の報告
  - ① 報告Ⅰ[3月7日（木）10時から12時まで]  
高等学校長は、追検査受検願（様式2－6）が提出された場合、県教育庁高校教育課長に報告する。
  - ② 報告Ⅱ[3月11日（月）12時から13時まで]  
高等学校長は、追検査受検者がいる場合、受検者数を県教育庁高校教育課長に報告する。
- (2) 合格者数報告  
高等学校長は、合格者発表後、合格者数等を3月20日（水）10時30分までに、県教育庁高校教育課長に報告する。

## 9 そ の 他

- (1) 追検査における受検票及び写真票については、本検査のものを使用する。
- (2) 追検査受検者に対する注意事項は、本検査に準ずるものとし、別途配付する。

## **8 そ の 他**

### **1 入 学 許 可**

- (1) 高等学校長は、合格者のうち入学の手続きをした者に対して、入学を許可する。
- (2) 高等学校長は入学許可の状況について、W e b入力により4月15日（月）13時までに報告しなければならない。
- (3) 高等学校長は入学許可者について、4月15日（月）までに、その生徒の氏名を出身中学校長に通知するものとする。
- (4) 中学校長は、入学した生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を書留で4月22日（月）までに、入学先高等学校長に送付しなければならない。  
なお、送付する指導要録の抄本又は写しについては、原本と相違ないことを証明するために、中学校名、中学校長名を記し、公印を押印するものとする。用紙に記入・押印する欄が設けられていない場合、余白等適当な箇所への記入・押印を可とする。
- (5) 入学した生徒の指導要録の抄本又は写し等を受理した高等学校長は、速やかに受領書（様式は任意）を出身中学校長に送付する。

### **2 県 外 へ の 志 願**

県内から県外の公立高等学校への志願は、当該都道府県教育委員会の定めるところによる。  
この場合、次の点に留意すること。

- (1) 志願者は、その志願する都道府県教育委員会に各自で照会し、志願に必要な書類の交付を受けること。
- (2) 長崎県教育委員会教育長の承認等が必要な場合は、中学校長を経由して、県教育庁高校教育課長あてに願い出ること。郵送のときは、郵送料（返信料・書留速達料を含む）を添えること。

### **3 併設型中学校生徒の併設型高等学校への入学**

学校教育法施行規則第116条の規定により、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒について、入学者の選抜を行わない。

### **4 学 力 検 査 得 点 の 開 示**

- (1) 開示の請求に係る手続き等は別に示す（付録Ⅲ参照）。
- (2) 本検査の開示期間は、3月18日（月）から4月17日（水）までとする。高等学校長は、簡易開示実施報告書（様式6－2）により4月24日（水）までに、県教育庁高校教育課長に報告しなければならない。
- (3) 追検査の開示期間は、3月22日（金）から4月22日（月）までとする。追検査を実施した高等学校長は、簡易開示実施報告書により4月30日（火）までに、県教育庁高校教育課長に報告しなければならない。報告様式については、別途通知する。

### **5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に示す。**

## Ⅱ 定時制課程（単位制による定時制課程昼間部を除く）一般入学者選抜実施要領

### **1 募 集**

#### **1 応 募 資 格**

全日制課程に同じ。ただし、後期日程については、Ⅰの**1**の1の要件を充たし、かつ公立高等学校の合格者となっていない者とする。

#### **2 募 集 定 員**

募集定員は、42 ページのとおりとする。

なお、前期日程における募集定員は、各学科の定員の70%とする。後期日程の募集定員は、前期日程での合格者数を除いた人員とする。

#### **3 通 学 区 域**

県全域とする。

### **2 前 期 日 程**

#### **1 入学願書等の受付期間**

平成31年2月14日（木）から2月19日（火）まで（必着）とし、受付時間は9時から16時（最終日は12時）までとする。

入学願書等を郵送する場合は必ず速達・書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

#### **2 志 願 の 手 続 き**

- (1) 入学志願は、1校に限るものとする。
- (2) 2校以上の高等学校に志願をしているときは、高等学校長はその受検を停止させ、また、入学許可後においても入学を取り消すことができる。
- (3) 志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、91 ページを参照する。）
- (4) 志願者は、入学願書（様式1－1）及び写真票（様式1－10）に選抜手数料（950 円）を添え、中学校長に提出する。

なお、すでに推薦入学を志願し合格内定とならなかった者については、Ⅶの**1**の6の(7)のイ（28 ページ）によること。
- (5) 中学校長は、入学願書等を男女別にまとめ、志願先高等学校長に提出する。なお、入学願書等に添えて提出する調査書、成績一覧表、志願者名簿、送り状の作成、提出の方法については全日制課程に同じ。

また、いったん受理した入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は、志願変更の手続きによるものを除き認めない。
- (6) 中学校長は、県教育庁高校教育課長に、所定の成績一覧表を提出する。
- (7) 「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。
- (8) 障害等のある受検者への対応については、Ⅰの**2**の4（5 ページ）に準じて行う。

### 3 志 願 変 更

I の **2** の 6（7～8 ページ）に準じて行う。

### 4 検査の方法及び日程

- (1) 志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。
- (2) 検査は、作文及び面接とする。

ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、県教育委員会の承認を得て、作文に代えて全日制と同一問題で学力検査を行うことができる。この場合、志願者が満20歳以上の者（平成11年4月1日までに生まれた者）で、「作文による受検願」を提出した者は、学力検査に代えて作文で受検することができる。

- (3) 高等学校長は別に定める「面接、作文、実技・適性検査実施要領」に基づいて、定時制課程夜間部前期日程作文実施計画書及び同面接実施計画書を作成し、それぞれ平成30年11月9日（金）及び平成31年1月15日（火）までに県教育庁高校教育課長に提出する。

なお、各実施計画書の作成及び提出については、後期日程分も一括して行うものとする。

- (4) 検査期日は、平成31年3月6日（水）とし、次の日程で実施する。

| 期 日 \ 時 間 | 9:00～9:30           | 9:40～10:40 | 11:10～ |
|-----------|---------------------|------------|--------|
|           | 集 合<br>点 検<br>諸 注 意 | 作 文        | 面 接    |
| 3月6日(水)   |                     |            |        |

ただし、学力検査を実施する場合、検査問題の作成・配付は、I の **3** の 3（9 ページ）に準じて行い、また、全日制と同じ日程（9 ページ）で実施する。

なお、「作文による受検願」を提出した者の作文の検査は第1日目に実施する。

- (5) 学力検査実施校は次のとおりである。  
鳴滝高等学校、佐世保中央高等学校、諫早高等学校、大村高等学校
- (6) 検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。
- (7) その他、検査の実施に必要な事項は、I 「全日制課程一般入学者選抜実施要領」に準じて当該高等学校長が定めるものとする。

### 5 選 抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び検査の結果を資料として総合的に選考し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する（I の **4** の 1（11ページ）に準じて行う）。

### 6 合格者の発表

3月15日（金）9時30分に各志願先高等学校において受検番号のみを発表する。

### 7 結果の報告

I の **6** の 1～4（11～12 ページ）に準じて行う。

## 3 後 期 日 程

### 1 入学願書等の受付期間

平成 31 年 3 月 13 日（水）から 3 月 22 日（金）まで（必着）とし、受付時間は 9 時から 16 時（最終日は 12 時）までとする。

入学願書等を郵送する場合は必ず速達・書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

### 2 定 員 の 決 定

後期日程の定員は、各学校・学科の欠員数とする。詳細については各高等学校又は県教育委員会へ問い合わせること。

### 3 志 願 の 手 続 き

- (1) 入学志願は 1 校に限るものとする。なお、公立高等学校の合格者となった者は志願できない。

また、全日制課程、単位制による定時制課程昼間部及び定時制課程（単位制による定時制課程夜間部を含む）前期日程を受検した者は、その合格発表以前には志願できない。

- (2) 志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、91 ページを参照する。）

- (3) 志願者は、入学願書（様式 1－1）及び写真票（様式 1－10）に選抜手数料（950 円）を添えて、中学校長に提出する。

なお、全日制課程又は定時制課程（単位制による定時制課程夜間部及び昼間部を含む）の選抜手数料をすでに納付している者については、選抜手数料は必要としない。この場合、必ず前志願先高等学校の受検票を添付すること。志願先高等学校においては、その写しを保存し、提出された受検票の受検番号を黒の二重線で削除して返却する。

- (4) 出身中学校長は、志願者から提出される入学願書・写真票と選抜手数料に次の書類を添えて志願先高等学校長に提出する。なお、いったん受理した入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

a 調査書（様式 3－1）

調査書の「既受検校名」欄には、公立高等学校を受検した場合（志願のみで受検しなかった場合を含む）、その受検校名を記入し、その他の場合は（）とする。なお、当該欄を除き、調査書の記載内容は平成 31 年 1 月末日現在でよい。

b 成績一覧表（様式 3－2）

成績一覧表の「進路」欄は、後期日程の志願者を除き、平成 31 年 1 月末日現在でよい。

c 志願者名簿（様式 1－6）（志願先高等学校ごと、男女別に作成する。）

d 送り状（様式 1－7）

- (5) 出身中学校長は、県教育庁高校教育課長に、所定の成績一覧表を提出する。  
(6) 「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。  
(7) 障害等のある受検者への対応については、Ⅰの 2 の 4（5 ページ）に準じて行う。

### 4 検査の方法及び日程

- (1) 志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。  
(2) 検査は、作文及び面接とする。  
(3) 作文及び面接の実施について必要な事項は、Ⅱの 2 の 4 の（3）（17 ページ）に準ずるものとし、各実施計画書の作成及び提出については、前期日程分の提出時に一括して行うものとする。

- (4) 検査期日は、平成 31 年 3 月 25 日（月）とし、次の日程で実施する。

| 時 間<br>期 日  | 9:00～9:30           | 9:40～10:40 | 11:10～ |
|-------------|---------------------|------------|--------|
| 3 月 25 日（月） | 集 合<br>点 検<br>諸 注 意 | 作 文        | 面 接    |

- (5) 検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。  
 (6) その他、検査の実施に必要な事項は、Ⅰ「全日制課程一般入学者選抜実施要領」に準じて当該高等学校長が定めるものとする。

## 5 選 抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書及び検査の結果を資料として総合的に選考し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する（Ⅰの<sup>4</sup>の 1（11 ページ）に準じて行う）。

## 6 合格者の発表

3 月 27 日（水）9 時 30 分に各志願先高等学校において受検番号のみを発表する。

## 7 結果の報告

- (1) 入学志願者数報告  
 高等学校長は、入学願書の受付け締切り後、入学志願者数を W e b 入力により 3 月 22 日（金）13 時までに報告しなければならない。
- (2) 合格者数報告  
 高等学校長は、合格者発表後、合格者数を W e b 入力により 3 月 27 日（水）10 時 30 分までに報告しなければならない。
- (3) 入学者選抜結果に関する報告  
 高等学校長は、入学者選抜の結果について県教育庁高校教育課長に報告しなければならない。  
 W e b 入力による報告は 3 月 29 日（金）13 時までとする。また、報告用紙③、⑤（12 ページ参照）による報告は、書留で 3 月 29 日（金）までに必着するよう提出しなければならない。

## <sup>4</sup> そ の 他

入学許可及び簡易開示については、Ⅰの<sup>8</sup>の 1 及び 4（15 ページ）に準じて行う。

### Ⅲ 定時制課程（単位制による定時制課程昼間部）一般入学者選抜実施要領

鳴滝高等学校及び佐世保中央高等学校の単位制による定時制課程昼間部の入学者選抜実施要領は次のとおりとする。

#### 1 応募資格

全日制課程に同じ。

#### 2 募集定員

募集定員は、42 ページのとおりとする。

#### 3 通学区域

県全域とする。

#### 4 入学願書等の受付期間

平成 31 年 2 月 14 日(木)から 2 月 19 日(火)まで（必着）とし、受付時間は 9 時から 16 時（最終日は 12 時）までとする。

入学願書等を郵送する場合は必ず速達・書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

#### 5 志願の手続き

- (1) 入学志願は、1 校に限るものとする。
- (2) 2 校以上の高等学校に志願をしているときは、高等学校長はその受検を停止させ、また、入学許可後においても入学を取り消すことができる。
- (3) 志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、91 ページを参照する。）
- (4) 志願者は入学願書（様式 1－1）及び写真票（様式 1－10）に選抜手数料（950 円）を添え、中学校長に提出する。
- (5) 中学校長は、入学願書等を男女別にまとめ、志願先高等学校長に提出する。なお、入学願書等に添えて提出する調査書、成績一覧表、志願者名簿、送り状の作成、提出の方法については全日制課程に同じ。  
また、いったん受理した入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は、志願変更の手続きによるものを除き認めない。
- (6) 中学校長は、県教育庁高校教育課長に、所定の成績一覧表を提出する。
- (7) 「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。
- (8) 障害等のある受検者への対応については、Ⅰの **2** の 4（5 ページ）に準じて行う。

#### 6 志願変更

Ⅰの **2** の 6（7～8 ページ）に準じて行う。

## 7 検査の方法及び日程

- (1) 志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。
- (2) 検査は、国語、社会、数学、理科、英語(聞き取りテストを含む)の5教科の学力検査及び面接を実施する。なお、検査問題の作成・配付に当たっては、Ⅰの3の3(9ページ)に準じて行う。
- (3) 学力検査及び面接の期日は、平成31年3月6日(水)、3月7日(木)とし、全日制課程と同一問題、同一日程で行う。
- (4) 検査の実施に必要な事項及び採点については、全日制課程に同じ。

## 8 選 抜

全日制課程に同じ。

## 9 合格者の発表

3月15日(金)9時30分に各志願先高等学校において受検番号のみを発表する。

## 10 結 果 の 報 告

Ⅰの6の1～4(11～12ページ)に準じて行う。

## 11 追 検 査

Ⅰの7(13～14ページ)に準じて行う。

## 12 そ の 他

入学許可及び簡易開示については、Ⅰの8の1及び4(15ページ)に準じて行う。

## Ⅳ 帰国生徒・外国籍生徒に係る入学者選抜の特例措置

全日制課程及び定時制課程（単位制による定時制課程昼間部）における一般入学者選抜、定時制課程夜間部一般入学者選抜（前期日程）及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜において、次のような特例措置を実施する。

### 1 対 象 者

I の<sup>1</sup>の1の「応募資格」（3ページ）を有する者で、かつ、次の(1)～(3)のいずれかに該当し、日本語習得の状況や学校制度の違いにより入学者選抜において、特例措置が必要であると判断され、県教育委員会の承認を受けた者を対象とする。

- (1) 保護者の海外勤務等に伴う外国での在留期間が継続して2年以上の者で、帰国後満6年を経過していない者
- (2) 中国等引揚者の子等で、原則として帰国後満6年を経過していない者
- (3) 外国籍を有する者で、入国後の在日期間が満3年を経過していない者

### 2 定 員

各高等学校において、定員枠外で若干名とする。

### 3 通 学 区 域

I の<sup>1</sup>の3の「通学区域」（3ページ）の規定によるものとする。

### 4 志 願 の 手 続 き

志願者は、「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」（様式1－5 様式は県教育委員会のホームページから取得）を県教育庁高校教育課長あて提出し、あらかじめ県教育委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」は、まず在籍（又は出身）中学校長の事実の証明を受けなければならない。なお、現地校に在籍するなど証明を受けることが困難な場合は、中学校長の証明に代えて、海外生活を証明する書類又はそれに代わるものを添付する。
- (2) 「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」の受付期間は、平成31年1月17日（木）から2月4日（月）まで（必着）とする。
- (3) 「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」の審査の結果は、県教育委員会から直接在籍（又は出身）中学校長へ通知する。
- (4) 特例措置の適用を承認された者は、県教育委員会教育長の承認印のある「帰国生徒・外国籍生徒特例措置適用申請書」を「入学願書」に添えて、志願先高等学校長に提出する。
- (5) 上記の書類以外は、I の<sup>2</sup>の5（5～6ページ）によるものとする。
- (6) 障害等のある受検者への対応については、I の<sup>2</sup>の4（5ページ）に準じて行う。

### 5 検 査 の 方 法 及 び 日 程

- (1) 志願者は、志願先高等学校で検査を受けるものとする。
- (2) 検査は、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施する。
- (3) 検査期日は、平成31年3月6日（水）とし、次の日程で実施する。

| 期 日 \ 時 間 | 9:00～9:30           | 9:40～10:40 | 11:10～ |
|-----------|---------------------|------------|--------|
|           | 集 合<br>点 検<br>諸 注 意 | 作 文        | 面 接    |
| 3月6日(水)   |                     |            |        |

- (4) 検査の実施及び採点は、志願先高等学校がこれに当たる。
- (5) その他、検査の実施に必要な事項は、当該高等学校長と県教育委員会が協議のうえ、I 「全日制課程一般入学者選抜実施要領」に準じて定めるものとする。

### 6 選 抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書その他必要な書類及び検査の結果を資料として総合的に選考し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

### 7 そ の 他

この実施要領に定めるもののほか、特別な事情がある場合には、高等学校長と県教育委員会が協議する。

## V 通信制課程入学者選抜実施要領

### 1 応募資格

全日制課程に同じ。ただし、I の **1** の 1 の要件を充たし、かつ公立高等学校の合格者となっていない者とする。

### 2 募集定員

募集定員は、42 ページのとおりとする。

### 3 志願の手続き

- (1) 入学志願は 1 校に限るものとする。  
また、全日制課程及び定時制課程を受検した者は、その合格発表以前には志願できない。

- (2) 書類の提出

志願者は、次の書類を、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出する。

- |   |                                             |
|---|---------------------------------------------|
| a | 入学願書                                        |
| b | 調査書                                         |
| c | 写真                                          |
| d | 連絡票                                         |
| e | 返信用切手（d に貼付） ※書類の入手等については、下記の 7 その他を参照すること。 |

- (3) 書類の提出先は次の区分による。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

- ① **鳴滝高等学校**  
長崎市、島原市、諫早市、大村市、五島市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡
- ② **佐世保中央高等学校**  
佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡

- (4) 受付期間

平成 31 年 3 月 4 日（月）から 3 月 28 日（木）まで（必着）とし、受付時間は 9 時から 16 時（最終日は 12 時）までとする。

入学願書等を郵送する場合は必ず速達・書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。ただし、封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うものとする。

志願先高等学校長は、入学願書等を受領したときは、受領書（様式 1－8）を交付する。

なお、いったん受理した入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。

- (5) 「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。

### 4 入学者選抜及び入学内定

高等学校長は、提出された書類の審査によって入学者の選抜を行い、入学内定は 4 月 3 日（水）までに本人及び出身中学校長に通知する。

### 5 入学許可

I の **8** の 1（15 ページ）に準じて行う。

### 6 結果の報告

高等学校長は、入学許可の状況について、Web 入力により、4 月 15 日（月）13 時までに報告しなければならない。

### 7 その他

入学願書、連絡票は志願先高等学校の所定の様式を用いることとし、写真の大きさや切手の料金についても、志願先高等学校の指示に従うこと。様式の入手方法などの詳細については、志願先高等学校に問い合わせること。

## Ⅵ 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要領

### 1 志 願 資 格

次の各号のいずれかに該当する者で、平成 31 年 3 月に卒業見込みの者とする。

- (1) 佐世保市立宇久中学校に在籍し、宇久高等学校を志願する者
- (2) 対馬市立佐須奈中学校、対馬市立比田勝中学校に在籍し、上対馬高等学校を志願する者
- (3) 五島市立奈留中学校に在籍し、奈留高等学校を志願する者
- (4) 西海市立大崎中学校に在籍し、大崎高等学校を志願する者
- (5) 小値賀町立小値賀中学校に在籍し、北松西高等学校を志願する者

### 2 入学願書等の受付期間

平成 31 年 2 月 14 日（木）から 2 月 19 日（火）まで（必着）とし、受付時間は 9 時から 16 時（最終日は 12 時）までとする。

### 3 志 願 の 手 続 き

- (1) 志願者は下記の書類に選抜手数料(2,200 円)を添え、中学校長に提出する。(写真票の提出は不要である。)

- |                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>a 入学願書</li><li>b 課題レポート（テーマ・様式等については別途定める）</li></ol> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|

- (2) 中学校長は、志願者から提出される上記書類と選抜手数料に、志願者名簿・送り状を添えて、男女別にまとめて志願先高等学校長に提出する。なお、いったん受理した入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は、志願変更の手続きによるものを除き認めない。
- (3) 調査書の提出は不要とする。
- (4) 成績一覧表は志願先高等学校長への提出は不要であるが、県教育庁高校教育課長への提出を要する。
- (5) 障害等のある受検者への対応については、Ⅰの **2** の 4（5 ページ）に準じて行う。

### 4 志 願 変 更

Ⅰの **2** の 6（7～8 ページ）に準じて行う。

### 5 検 査 の 方 法 及 び 日 程

- (1) 検査は、各高等学校において実施する。
- (2) 志願者について、作文・小論文及び面接を実施し、学力検査は行わない。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、県教育委員会の承認を得て、作文・小論文に代えて他の全日制と同一問題で学力検査を行うことができる。
- (3) 高等学校長は別に定める「面接、作文、実技・適性検査実施要領」に基づいて、連携型中高一貫教育に係る選抜の作文実施計画書及び面接実施計画書を作成し、それぞれ平成 30 年 11 月 9 日（金）及び平成 31 年 1 月 15 日（火）までに県教育庁高校教育課長に提出する。

- (4) 検査期日は、平成 31 年 3 月 6 日（水）とし、次の日程で実施する。

| 時 間<br>期 日 | 9:00 ～ 9:30         | 9:50 ～ 11:10 | 11:30 ～ 11:40   | 12:40 ～ |
|------------|---------------------|--------------|-----------------|---------|
| 3 月 6 日（水） | 集 合<br>点 検<br>諸 注 意 | 作文・小論文       | 面接要領説明<br>諸 連 絡 | 面 接     |

- (5) 学力検査実施校は次のとおりである。

宇久高等学校、上対馬高等学校、奈留高等学校、大崎高等学校、北松西高等学校

## 6 選 抜

高等学校長は、中学校長から提出された書類及び検査の結果を資料として総合的に選考し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。

## 7 合格者の発表

3 月 15 日（金）9 時 30 分に各志願先高等学校において受検番号のみを発表する。

## 8 結 果 の 報 告

I の<sup>6</sup>の 1 ～ 4（11～12 ページ）に準じて行う。

## 9 入 学 許 可

I の<sup>8</sup>の 1（15 ページ）に準じて行う。

## 10 追 検 査

連携型中高一貫教育に係る選抜における学力検査実施校の追検査については、I の<sup>7</sup>（13～14 ページ）に準じて行う。

## 11 そ の 他

- 上記以外は、I 「全日制課程一般入学者選抜実施要領」（3～15 ページ）によるものとする。
- 学力検査を実施する場合、上記の「3 志願の手続き」、「5 検査の方法及び日程」、「6 選抜」については、全日制課程一般入学者選抜 I の<sup>2</sup>の 5（5～6 ページ）、I の<sup>3</sup>（9～10 ページ）、I の<sup>4</sup>の 1（11 ページ）に準じて行う。

## Ⅶ 推薦入学者選抜実施要領

学力検査を課さない推薦入学者選抜（一般推薦入学）及び文化・スポーツ特別推薦入学者選抜（特別推薦入学）は、次の要領により実施する。

### 1 一般推薦入学

#### 1 実施学科

全日制課程及び定時制課程（単位制による定時制課程夜間部及び昼間部を含む。以下同じ）の全学科。  
実施校については、34～42 ページ参照。

#### 2 募集定員

全日制課程普通科については、全募集定員の 5%～20%の範囲で定め、専門学科、総合学科及び定時制課程については、全募集定員の 10%～40%の範囲で定める。募集定員は、34～42 ページのとおりとする。

#### 3 通学区域

通学区域に関する規則第 2 条及び第 3 条に定めるところによる（付録 I 参照）。ただし、長崎市立長崎商業高等学校の通学区域は長崎市立長崎商業高等学校管理規則に定めるところにより、県全域とする。

#### 4 志願資格

一般推薦入学を志願できる者は、下記の(1)～(3)に示す要件のすべてを満たし、かつ(4)に示す各学校が独自に定める要件に該当する者で、中学校長の推薦を得た者とする。なお、(4)の各学校ごとに独自に定める要件は、34～42 ページを参照すること。なお、県外からの志願者は一般推薦入学の対象者から除く。

- (1) 原則として、当該年度の中学校卒業見込みの者
- (2) 中学校における学習活動が良好で、行動や生活態度が意欲的である者
- (3) 当該高等学校を志願する明確な目的意識を有する者又は当該学科・コースに対する適性・興味・関心を有する者
- (4) その他、志願先高等学校長が定める志願資格を満たす者

#### 5 志願の手続き

- (1) 入学志願は、1 校 1 課程 1 学科 1 コースに限るものとする。
- (2) 志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、91 ページを参照する。）
- (3) 志願者は、一般推薦入学願書（様式 4－1）と一般推薦入学誓約書（様式 4－2）及び写真票（様式 1－10）を作成し、選抜手数料（全日制 2,200 円、定時制 950 円）を添えて中学校長に提出する。ただし、農業又は水産業の後継を希望している者で、農業に関する学科のうち農業科学科、園芸科学科、動物科学科、バイオ園芸科、生物生産科、食料サイエンス科及び水産科を志願する場合は、農業経営状況調書（様式 4－3）又は水産業従事証明書（様式 4－4）を添付する。
- (4) 中学校長は、志願者から提出される上記書類と選抜手数料に次の書類を添えて、高等学校長に提出する。なお、いったん受理した一般推薦入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、一般推薦入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

- a 一般推薦入学推薦書（様式 4－5）  
推薦理由は、4「志願資格」に即して、具体的に記入する。
- b 調査書（様式 3－1）  
調査書は、第 3 学年の第 2 学期末現在（2 学期制をとる中学校においては、平成 30 年 12 月末日現在）で作成する。
- c 志願者名簿（様式 1－6）
- d 送り状（様式 1－7）
- e 成績一覧表（様式 3－2）（提出期間は 2 月 14 日（木）から 2 月 19 日（火）12 時までとする。）

- (5) 中学校長は、県教育庁高校教育課長に、所定の成績一覧表を提出する。
- (6) 中学校長は、校長を委員長とする推薦委員会を設置し、厳正・公平・適切な推薦を行うものとする。
- (7) 高等学校長は、一般推薦入学願書等を受理したときは、受領書（様式 1－8）及び受検票（様式 1－9 に「一般推薦」と朱書きする）を交付する。受検票は、検査の際、志願者が携帯して提示するものとする。
- (8) 障害等のある受検者への対応については、I の **2** の 4（5 ページ）に準じて行う。

## 6 選抜の方法及び日程

- (1) 検査は、各高等学校において実施する。
- (2) 高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、面接に加えて、作文・小論文又は実技・適性検査を実施することができる。
  - ア 面接は、志願者全員に対して実施する。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合、県教育委員会の承認を得て、面接の一部を英語で実施することができる。なお、面接の一部を英語で実施する学校・学科・コースについては、Ⅸ「学校・学科・コース別募集定員、推薦入学及び傾斜配点等一覧」（34～42 ページ）を参照すること。
  - イ 作文・小論文及び実技・適性検査は、Ⅸ「学校・学科・コース別募集定員、推薦入学及び傾斜配点等一覧」（34～42 ページ）に定める高等学校の志願者に対して実施する。ただし、作文・小論文の検査時間は、40～60 分程度とし、字数は 400～1000 字程度とする。
- (3) 高等学校長は、別に定める「面接、作文、実技・適性検査実施要領」に基づいて、一般推薦入学選抜実施計画書を作成し、10 月 31 日（水）までに、県教育庁高校教育課長に提出するものとする。
- (4) 選 考
  - ア 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、推薦書等の書類及び検査の結果を資料として総合的に選考し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を合格内定者として決定する。
  - イ 高等学校長は、校長を委員長とする推薦入学選抜委員会を設置し、厳正・公平・適切な選考を行うものとする。
  - ウ 高等学校長は選考結果を中学校長に通知する。
- (5) 日 程

| 事 項                 | 期 間                          | 備 考                                                                                                                                 |
|---------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般推薦入学<br>願 書 等 受 付 | 1 月 17 日（木）<br>～ 1 月 23 日（水） | 9 時から 16 時まで。<br>ただし、1 月 23 日（水）は 12 時までとする。<br>郵送する場合は、必ず速達・書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うこと。 |
| 検 査 日 時             | 2 月 5 日（火）9 時以降              | 検査時間、場所等は当該高等学校長が指定する。                                                                                                              |
| 選考結果の通知             | 2 月 12 日（火）まで                | 選考結果を中学校長に通知する。                                                                                                                     |
| 合 格 者 発 表           | 3 月 15 日（金）                  | 9 時 30 分に各高等学校で受検番号のみを発表する。                                                                                                         |

- (6) 合格内定者の取扱い
- ア 高等学校長は、2月12日(火)までに、合格内定者に中学校長を通じて合格内定通知書(様式4-6)を交付する。
- イ 合格内定者については、3月15日(金)9時30分に各高等学校で合格者として受検番号のみを発表する。
- (7) 合格内定とならなかった者の取扱い
- ア 一般推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。
- イ 全日制課程の一般推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者が、全日制課程及び定時制課程の高等学校を志願する場合、選抜手数料は必要としない。また、定時制課程の一般推薦入学を志願し合格内定とならなかった者が、定時制課程を志願する場合は選抜手数料を必要としないが、全日制課程を志願する場合はその差額(1,250円)を選抜手数料として納付する。ただし、出願に当たっては、必ず一般推薦入学受検票(選抜手数料領収書)を入学願書に添付するものとする。

## 7 結果の報告

高等学校長は、次のとおり県教育庁高校教育課長に報告すること。

- (1) 推薦入学志願者数報告  
1月23日(水)13時までにWeb入力により報告する。
- (2) 推薦入学合格内定者数報告  
2月12日(火)10時30分までにWeb入力により報告する。
- (3) 推薦入学者選抜の結果に関する報告  
下の表の要領により報告する。

| 事 項          | 報 告 期 限       | 備 考   |
|--------------|---------------|-------|
| 推薦入学成績状況報告   | 2月19日(火)13:00 | Web入力 |
| 推薦入学選抜実施状況報告 | 〃             | 〃     |

## 8 そ の 他

- (1) 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の応募資格を有する者は、連携高等学校において実施する一般推薦入学者選抜の対象から除く。
- (2) 一般推薦入学者選抜に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。
- (3) 上記以外は、Ⅰ「全日制課程一般入学者選抜実施要領」(3～15ページ)によるものとする。

## **2 文化・スポーツ特別推薦入学（特別推薦入学）**

### **1 実 施 校**

全日制課程及び定時制課程（単位制による定時制課程夜間部及び昼間部を含む。以下同じ）のうち、県教育委員会が定めた高等学校（34～42 ページ、各実施校の適用分野・部活動一覧は 45 ページ）。

### **2 募 集 定 員**

各校とも 5 名以内とする。

### **3 通 学 区 域**

県全域とする。

### **4 志 願 資 格**

文化・スポーツの各種大会等で優れた実績を有する者又は部活動等で優れた資質や能力を有する者で、入学後も継続的に活動を希望する者とする。ただし、一般推薦入学と特別推薦入学を同時に志願することはできない。

なお、県外からの志願者は文化・スポーツ特別推薦入学の対象者から除く。

### **5 志 願 の 手 続 き**

- (1) 入学志願は、1 校 1 課程に限るものとする。ただし、学校によっては、第 3 志望まで学科（コース）を希望できる。
- (2) 志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得することとする。（詳細は、91 ページを参照する。）
- (3) 志願者は、文化・スポーツ特別推薦入学願書（様式 4－7）、文化・スポーツ特別推薦入学誓約書（様式 4－8）、文化・スポーツ特別推薦入学自己推薦書（様式 4－9）及び写真票（様式 1－10）を作成し、添付資料（賞状、新聞記事等の写し）及び選抜手数料（全日制 2,200 円、定時制 950 円）を添えて中学校長に提出する。
- (4) 中学校長は、志願者から提出される上記書類と選抜手数料に次の書類を添えて、志願先高等学校長に提出する。なお、いったん受理した文化・スポーツ特別推薦入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、文化・スポーツ特別推薦入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

a 調査書（様式 3－1）

調査書は、第 3 学年の第 2 学期末現在（2 学期制をとる中学校においては、平成 30 年 12 月末日現在）で作成する。

b 志願者名簿（様式 1－6）

c 送り状（様式 1－7）

d 成績一覧表（様式 3－2）（提出期間は 2 月 14 日（木）から 2 月 19 日（火）12 時までとする。）

- (5) 中学校長は、県教育庁高校教育課長に、所定の成績一覧表を提出する。
- (6) 志願先高等学校長は、文化・スポーツ特別推薦入学願書等を受理したときは、受領書（様式 1－8）及び受検票（様式 1－9 に「特別推薦」と朱書きする）を交付する。受検票は、面接の際、志願者が携帯して提示するものとする。
- (7) 障害等のある受検者への対応については、I の **2** の 4（5 ページ）に準じて行う。

## 6 選抜の方法及び日程

### (1) 面接

- ア 志願者について、面接を実施し、学力検査は行わない。
- イ 面接は、各高等学校において実施する。
- ウ 高等学校長は、別に定める「面接、作文、実技・適性検査実施要領」に基づいて、特別推薦入学選抜実施計画書を作成し、10月31日(水)までに、県教育庁高校教育課長に提出するものとする。

### (2) 選考

- ア 高等学校長は、志願者から提出された自己推薦書、添付資料、中学校長から提出された調査書等の書類及び面接の結果を資料として総合的に選考し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を合格内定者として決定する。
- イ 高等学校長は、校長を委員長とする推薦入学者選抜委員会を設置し、厳正・公平・適切な選考を行うものとする。
- ウ 高等学校長は選考結果を中学校長に通知する。

### (3) 日程

| 事 項                 | 期 間                   | 備 考                                                                                                                         |
|---------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別推薦入学<br>願 書 等 受 付 | 1月17日(木)<br>～1月23日(水) | 9時から16時まで。<br>ただし、1月23日(水)は12時までとする。<br>郵送する場合は、必ず速達・書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うこと。 |
| 面 接 日 時             | 2月5日(火)9時以降           | 面接時間、場所等は当該高等学校長が指定する。                                                                                                      |
| 選考結果の通知             | 2月12日(火)まで            | 選考結果を中学校長に通知する。                                                                                                             |
| 合 格 者 発 表           | 3月15日(金)              | 9時30分に各高等学校で受検番号のみを発表する。                                                                                                    |

### (4) 合格内定者の取扱い

- ア 高等学校長は、2月12日(火)までに、合格内定者に中学校長を通じて合格内定通知書（様式4－6）を交付する。
- イ 合格内定者については、3月15日(金)9時30分に各高等学校で合格者として受検番号のみを発表する。

### (5) 合格内定とならなかった者の取扱い

- ア 特別推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。
- イ 全日制課程の特別推薦入学に志願し、合格内定とならなかった者が、全日制課程及び定時制課程の高等学校を志願する場合、選抜手数料は必要としない。また、定時制課程の特別推薦入学を志願し合格内定とならなかった者が、定時制課程を志願する場合は選抜手数料を必要としないが、全日制課程を志願する場合はその差額（1,250円）の選抜手数料を必要とする。ただし、出願に当たっては、必ず特別推薦入学受検票（選抜手数料領収書）を入学願書に添付するものとする。

## 7 結 果 の 報 告

高等学校長は、次のとおり県教育庁高校教育課長に報告すること。

(1) 推薦入学志願者数報告

1月23日（水）13時までにW e b入力により報告する。

(2) 推薦入学合格内定者数報告

2月12日（火）10時30分までにW e b入力により報告する。

(3) 推薦入学者選抜の結果に関する報告

下の表の要領により報告する。

| 事 項          | 報 告 期 限       | 備 考     |
|--------------|---------------|---------|
| 推薦入学成績状況報告   | 2月19日（火）13：00 | W e b入力 |
| 推薦入学選抜実施状況報告 | 〃             | 〃       |

## 8 そ の 他

(1) 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の応募資格を有する者は、連携高等学校において実施する特別推薦入学者選抜の対象から除く。

(2) 特別推薦入学者選抜に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。

(3) 上記以外は、Ⅰ「全日制課程一般入学者選抜実施要領」（3～15 ページ）によるものとする。

## VIII 離島留学特別選抜実施要領

### 1 実 施 校

対馬高等学校国際文化交流科、壱岐高等学校普通科東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校普通科スポーツコース、五島南高等学校普通科夢トライコース、奈留高等学校普通科（Eーアイランド・スクール）

### 2 募 集 定 員

- (1) 壱岐高等学校普通科東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校普通科スポーツコース及び五島南高等学校普通科夢トライコースの定員は、それぞれ 20 名程度とする。
- (2) 対馬高等学校国際文化交流科の定員は、36 ページに定める定員とする。奈留高等学校普通科（Eーアイランド・スクール）については、37 ページに定める定員の内 10 名程度とする。

### 3 通 学 区 域

県全域とする。ただし、県外からも志願できるものとする。

### 4 志 願 資 格

I の<sup>1</sup>の 1 の要件を満たし、かつ離島留学特別選抜実施校の各学校が独自に定める要件に該当する者とする。ただし、奈留高等学校を志願する場合、五島市立奈留中学校卒業生（卒業見込みの者を含む）及び旧年度卒業生で五島市奈留町在住の者は、離島留学特別選抜の対象者から除く。なお、各学校ごとに独自に定める要件は、44 ページを参照すること。

### 5 志 願 の 手 続 き

- (1) 入学志願は、1 校 1 学科 1 コースに限るものとする。
- (2) 志願に係る各様式は、県教育委員会のホームページから取得すること。（詳細は、91 ページを参照する。）
- (3) 志願者は、入学願書（様式 1－1）、離島留学申請書（様式 5－1）、離島留学誓約書（様式 5－2）及び写真票（様式 1－10）を作成し、選抜手数料（2,200 円）を添えて中学校長に提出する。  
また、離島留学申請書には必要事項を記入のうえ、在籍（又は出身）中学校長の証明を受けること（五島高等学校普通科スポーツコースの志願者で、各種大会等での実績を有する者は、その成績結果を離島留学申請書の所定欄に記入し、添付資料があれば提出する）。
- (4) 中学校長は、志願者から提出される上記書類と選抜手数料に次の書類を添えて、高等学校長に提出する。  
なお、いったん受理した入学願書等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志願先の変更は認めない。

a 調査書（様式 3－1）

調査書は、第 3 学年の第 2 学期末現在（2 学期制をとる中学校においては、平成 30 年 12 月末日現在）で作成する。

b 志願者名簿（様式 1－6）

c 送り状（様式 1－7）

d 成績一覧表（様式 3－2）（提出期間は 2 月 14 日（木）から 2 月 19 日（火）12 時までとする。）

- (5) 中学校長は、県教育庁高校教育課長に、所定の成績一覧表を提出する。
- (6) 「県外特殊事情承認願」等の手続きは不要である。
- (7) 高等学校長は、離島留学申請書等を受理したときは、受領書（様式 1－8）及び受検票（様式 1－9 に「離島留学」と朱書きする）を交付する。受検票は、検査の際、志願者が携帯して提示するものとする。
- (8) 障害等のある受検者への対応については、I の<sup>2</sup>の 4（5 ページ）に準じて行う。

### 6 選 抜 の 方 法 及 び 日 程

- (1) 検 査  
ア 検査は、各高等学校において実施する。  
イ 志願者全員に面接及び小論文（作文）を実施する。ただし、五島高等学校普通科スポーツコースにおいては、小論文（作文）に代えて体育実技を実施する（各実施校の検査の方法一覧は 44 ページ）。

- (2) 高等学校長は、別に定める「面接、作文、実技・適性検査実施要領」に基づいて、離島留学特別選抜実施計画書を作成し、10月31日（水）までに、県教育庁高校教育課長に提出するものとする。
- (3) 選 考
- ア 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、離島留学申請書等の書類及び検査の結果を資料として総合的に選考し、高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を合格内定者として決定する。
- イ 高等学校長は、校長を委員長とする離島留学選抜委員会を設置し、厳正・公平・適切な選考を行うものとする。
- ウ 高等学校長は選考結果を中学校長に通知する。
- エ 定員不充足の場合は、本特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集する。なお、選抜は、Ⅰ「全日制課程一般入学者選抜実施要領」（3～15 ページ）に準じて行う。

(4) 日 程

| 事 項                  | 期 間                   | 備 考                                                                                                                         |
|----------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入 学 願 書 等<br>受 付 期 間 | 1月17日(木)<br>～1月23日(水) | 9時から16時まで。<br>ただし、1月23日(水)は12時までとする。<br>郵送する場合は、必ず速達・書留とし、返信用封筒（あて先を明記し、切手を貼付したもの）を添えること。封筒の大きさ、切手の料金については、志願先高等学校の指示に従うこと。 |
| 検 査 日 時              | 2月5日(火)9時以降           | 検査時間、場所等は当該高等学校長が指定する。                                                                                                      |
| 選考結果の通知              | 2月12日(火)まで            | 選考結果を中学校長に通知する。                                                                                                             |
| 合 格 者 発 表            | 3月15日(金)              | 9時30分に各高等学校で受検番号のみを発表する。                                                                                                    |

- (5) 合格内定者の取扱い
- ア 高等学校長は、2月12日(火)までに、合格内定者に中学校長を通じて合格内定通知書（様式4－6）を交付する。
- イ 合格内定者については、3月15日(金)9時30分に各高等学校で合格者として受検番号のみを発表する。
- (6) 合格内定とならなかった者の取扱い
- 離島留学特別選抜に志願し、合格内定とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。なお、その際、選抜手数料は必要としない。ただし、出願に当たっては、必ず離島留学特別選抜受検票（選抜手数料領収書）を入学願書に添付するものとする。

## 7 結 果 の 報 告

高等学校長は、次のとおり県教育庁高校教育課長に報告すること。

- (1) 離島留学特別選抜志願者数報告  
1月23日（水）13時までにW e b入力にて報告する。
- (2) 離島留学特別選抜合格内定者数報告  
2月12日（火）10時30分までにW e b入力にて報告する。
- (3) 離島留学特別選抜の結果に関する報告  
下の表の要領により報告する。

| 事 項            | 報 告 期 限       | 備 考     |
|----------------|---------------|---------|
| 離島留学特別選抜成績状況報告 | 2月19日（火）13：00 | W e b入力 |
| 離島留学特別選抜実施状況報告 | 〃             | 〃       |

## 8 そ の 他

離島留学特別選抜に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。